



発行 新潟県

第86号

平成29年11月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 1196 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 1197 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 1198 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1199 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1200 換地処分（農地整備課）

公 告

- 一般競争入札の実施（廃棄物対策課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会規則

- 16 新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（情報管理課）
- 17 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

告 示

◎新潟県告示第1196号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年11月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2- [2, 5-ジメトキシ-4- (トリフルオロメチル) フェニル] エタンアミン（通称名：2C-TFM）及びその塩類
- (2) メチル=2- (4-フルオロフェニル) -2- (ピペリジン-2-イル) アセテート（通称名：4-F1uoromethylphenidate、4F-MPH、4-FMPH）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成29年11月10日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第1197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成29年11月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
美佐島薬局	南魚沼市余川3361-3	精神通院医療	平成29年11月1日

◎新潟県告示第1198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成29年11月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	更新年月日
医療法人社団公寿会 西山ふれあいクリニック	柏崎市西山町礼拝字前田430番地2	精神通院医療	平成29年11月1日
みなと調剤薬局	上越市港町1丁目27-3	精神通院医療	平成29年11月1日
アイン薬局新発田店	新発田市緑町2丁目20番19号-19	精神通院医療	平成29年11月1日
ドラッグトップス古正寺薬局	長岡市古正寺20番地1	精神通院医療	平成29年11月1日

◎新潟県告示第1199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成29年11月13日から平成29年12月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	丸潟	換地計画書の写し	新発田市役所加治川庁舎及び聖籠町役場

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、柏崎市を地域とする県営農業用排水施設整備・農用地保全施設整備・区画整理（中山間地域総合整備）事業西山内郷地区（伊毛換地区）に係る換地処分をした。

平成29年11月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県産業廃棄物排出者意識調査業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年11月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

新潟県産業廃棄物排出者意識調査業務

(2) 委託業務の仕様等

新潟県産業廃棄物排出者意識調査業務委託に係る仕様書及び契約条項（以下「仕様書等」という。）による。仕様書等は、本公告の日から(5)に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 委託期間

契約日から平成30年3月30日（金）

(4) 業務実施場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札説明書による。

2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等

次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

電話番号 025-280-5161

Eメール：ngt030170@pref.niigata.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者ではないこと。

(4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、知事から指名停止の措置

を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

(5) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(6) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与認定を受けていること。

4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

5 入札日時及び場所

(1) 日時 平成29年11月29日(水) 午前10時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室(行政庁舎16階)

6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

7 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

8 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年11月10日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 コメリパワー小千谷店

所在地 小千谷市千谷川4丁目437

設置者 株式会社コメリ

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更(店舗面積等の変更)に関する届出

公告日 平成29年6月30日

3 意見の概要

(1) 小千谷市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成29年11月10日から平成29年12月10日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年11月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオンモール新発田
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に関する届出
公告日 平成29年6月23日
- 3 意見の概要
 - (1) 新発田市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成29年11月10日から平成29年12月10日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電動ベッドについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年11月10日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
電動ベッド 1式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成30年2月28日（水）
 - (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年11月20日(月)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ジェットウォッシャー超音波洗浄装置システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成29年11月10日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ジェットウォッシャー超音波洗浄装置システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成29年12月14日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年12月21日(木)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Jet washer ultrasonic cleaning system: 1 unit

- (2) Deadline for bid submission:
10 : 00A.M. December 21, 2017
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:
Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital
*address: 1 - 2 - 8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata
〒957-8588
JAPAN
TEL 0254-22-3121 Ext.2516

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第16号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成29年11月10日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第5条及び第9条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行う新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、新潟県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長（以下「公安委員会等」と総称する。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(対象となる申請等)

第3条 情報通信技術利用規則第5条第1項の規定により公安委員会が定める申請等は、次の表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

法 令	規 定
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項

(電子情報処理組織による申請等の手続)

第4条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織（条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行おうとする者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。）を備えた電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等をしようとする者は、公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力することができる。

3 前2項の規定により申請等をしようとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書
- (2) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (3) 電子署名法第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める電子証明書

4 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

5 公安委員会等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、公安委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきとされている書面等の提出を省略させることができる。

6 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該数通

の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 情報通信技術利用規則第9条第1項の規定により、公安委員会が定める処分通知等は、次の表の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

法 令	規 定
自動車の保管場所の確保等に関する法律	第4条第1項

(電子情報処理組織による処分通知等の手続)

第6条 公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織(条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して行うときは、公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

3 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 公安委員会等は、電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、公安委員会等が使用する電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 公安委員会等は、電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって記録する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録することとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項のうち、本部長又は警察署長に係るものは本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第17号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年11月10日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
長岡警察署	(略)	長岡市 曲新町	長岡市のうち宮内1・2・3・4・5・6・7・8丁目、要町1・2・3丁目、宮栄1・2・3丁目、撰田屋1・2・3・4・5丁目、 <u>曲新町</u> 、 <u>曲新町</u> 1・2・3丁目、宮内町、撰田屋町、定明町、水梨町、平島町、今井町、大宮町、豊詰町、十日町、片田町、下条町、前島町、上前島町、 <u>上前島</u> 1・2・3丁目、青山町、青山新町、青島町、南陽1・2丁目、沢田1・2・3丁目、笹崎1・2・3丁目、曙1・2・3丁目、東宮内町、平島1・2・3丁目、今井1・2・3丁目、西宮内1・2丁目	長岡警察署	(略)	長岡市 撰田屋 4丁目	長岡市のうち宮内1・2・3・4・5・6・7・8丁目、要町1・2・3丁目、宮栄1・2・3丁目、撰田屋1・2・3・4・5丁目、 <u>曲新町</u> 1・2・3丁目、宮内町、撰田屋町、定明町、水梨町、平島町、今井町、大宮町、豊詰町、十日町、片田町、下条町、前島町、青山町、青山新町、青島町、南陽1・2丁目、沢田1・2・3丁目、笹崎1・2・3丁目、曙1・2・3丁目、東宮内町、平島1・2・3丁目、今井1・2・3丁目、西宮内1・2丁目
	宮内交番				(略)		
(略)				(略)			
南魚沼警察署	(略)	(略)	(略)	南魚沼警察署	(略)	(略)	(略)
	苗場警備派出所				苗場交番		
(略)				(略)			
上越警察署	(略)	上越市 大和2	上越市のうち南本町1・2・3丁目、南新町、	上越警察署	(略)	上越市 南本町	上越市のうち南本町1丁目（島田駐在所の所
	上越妙高駅前				南本町交番		

	交番	丁目	南城町1・2・3・4丁目、東城町1・2丁目、中通町、大町1丁目、南高田町、大和1・2・3・4・5・6丁目、子安新田、鴨島、鴨島1・2・3丁目、新南町、土合、脇野田、大字高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、下中田、 <u>大字島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢</u>		1丁目	管区域を除く。)、南本町2・3丁目、南新町、南城町1・2・3・4丁目、東城町1・2丁目、中通町、大町1丁目、南高田町、大和1・2・3・4・5・6丁目、子安新田、鴨島、鴨島1・2・3丁目、新南町、土合、脇野田、大字高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、下中田
	(略)				(略)	
	灰塚駐在所	(略)	(略)		灰塚駐在所	(略) (略)
					島田駐在所	上越市 大字島田 上越市のうち南本町1丁目の一部、大字島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢
	(略)				(略)	
	(略)				(略)	

附 則

この規則中別表長岡警察署の部の改正は平成29年12月11日から、同表南魚沼警察署の部の改正は同年12月1日から、同表上越警察署の部の改正は同年11月24日から施行する。